



地域（亀山市）と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員 県政レポート

長田たかひさ

2017年3月
No.33



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等

- 防災県土整備企業 常任委員会 委員（防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること）
- 予算決算常任委員会 委員（予算、決算及びこれに関連すること）
- 広聴広報会議 委員
- サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会 委員
- 選挙区調査特別委員会 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

平成29年定例会（1月～3月）から

伊勢志摩サミット基金条例

伊勢志摩サミット三重県民会議から受け入れる資金を活用して、伊勢志摩サミットの成果を三重の未来に生かすために実施する平成29年度以降のポストサミット事業に要する経費の財源に充てるため、基金が設置されました。

基金の概要

1. 基金の充当事業に係る方針

伊勢志摩サミットを契機に新に実施されるポストサミット

事業のうち効果の高い取組に充当します。

2. 基金の設置年数

ポストサミット期（次の国内での開催地が決定するまで）

3. 基金積立額

基金設置条例案の提出にあわせて基金積立金の予算を提出しています。伊勢志摩サミット基金積立金予算額 102,622 千円（平成29年度当初見込）

平成29年度充当事業（充当額計 40,813 千円）の主なもの

細事業名	事業概要	充当額	担当部局
海外 MICE 誘致促進事業費【一部】	安定的に開催地域への大きな経済波及効果を生み出す国際会議等 MICE の開催を促進するため、営業委託によりセールス体制を強化するとともに、誘致促進のための補助金などのツールを生かした誘致に取り組むことで、本県インバウンドの新たな市場として確立します。	11,092	雇用経済部 観光局
「みえの食」グローバル市場獲得推進事業費【一部】	三重県の食材や食文化に対する国内外からの注目や関心の高まり、インバウンド需要の拡大を踏まえ、「みえの食」のブランドイメージの向上やグローバルな市場の獲得に向けた取組を推進します。	4,438	雇用経済部

Information



■三重県動物愛護推進センター（あすまいる）が5月28日開所

（1）施設の規模・構造等

構造：木造2階建て（2階は屋根裏倉庫のみ）

延床面積：547.20 m²

施設構成：犬・猫の収容室、診療室、研修室、事務所等

（2）主な業務内容

① 殺処分数ゼロに向けた取組

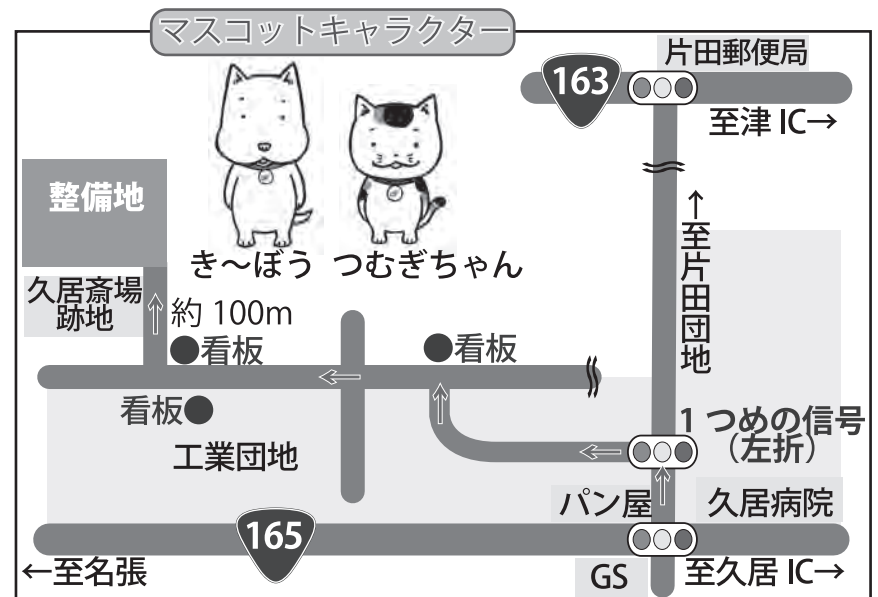
犬や猫の譲渡を進めるとともに、飼い主のない猫の減少に向けた取組や動物愛護教室などの普及啓発活動を行い、犬・猫の引取り数の減少に取り組めます。

② 災害時などの危機管理対応の取組

災害時の動物救護体制を整備するなど、危機管理対応の取組を強化することで、人と動物の命を守ります。

③ さまざまな主体との協創の取組

県の動物愛護管理事業にご協力いただく関係団体やボランティアの皆様と連携して、犬・猫の譲渡や被災動物の救護などの取組を実践します。



■鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画が改定されます。

第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29～33年度）※鳥獣保護管理法に基づき、国が定める基本指針に則して、県の鳥獣の保護及び管理事業の実施に関する計画

【計画内容】

1. 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
2. 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
3. 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
4. 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
5. 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針
6. 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
7. 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

狩猟免許を要しない小型有害鳥獣の捕獲（銃器以外）			
根拠法令	特定外来生物法の防除計画に基づく捕獲	鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲	
区分	特定外来生物（アライグマ、ヌートリア）	野生鳥獣（アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキ、アナグマ等）	
対象区域	全域	自らの柵等で囲まれた宅地等	自らの農地内
必要な手続き	市町による研修を受けて捕獲従事者へ登録	市町の捕獲許可	市町の捕獲許可 市町による簡易な研修 原則損害賠償保険への加入

第二種特定鳥獣管理計画(平成29～33年度)

※増えすぎたことにより、深刻な被害を出している鳥獣を管理する計画

	ニホンジカ (平成28年7月一部改正)	イノシシ	ニホンザル
現況	推定生息数は約6万頭。 被害金額は平成23年度の約4億円をピークに減少。 (林業被害が中心)	農業被害は平成22年度の約2億円がピーク。 (イノシシの生息数を推定する有効な手法は未確立)	県内に114群を確認。 農業被害はイノシシに次ぐ被害金額で、平成20年度の約1.5億円をピークに減少傾向。
主な内容	【目標】国の方針に準じ、生息数の半減(継続)。 (H246.6万頭→H353.3万頭) 捕獲制限解除 狩猟期間の延長(11/1～3/15) 禁止猟法の一部解除 →12cm以上のくくり罠可	【目標】被害金額を7千6百万(平成12年度以降で最低の金額)に軽減。 加害個体の集中的捕獲 狩猟期間の延長(11/1～3/15) 禁止猟法の一部解除 →12cm以上のくくり罠可	【目標】加害レベル(※1)の高い41群(加害レベル5は5群、加害レベル4は36群)に対し、以下の対策等を講じて、加害レベルを3以下に下げることにより群数を20群以下とする。 地域での追い払いや侵入防止柵の設置等の対策状況、周辺の群れとの関係性、群れの規模等の状況を確認し群れごとの管理方針(対策)を市町が策定する「地域実施計画」に定めて、対策を実施することを想定している。

※注1 加害レベルは次の表により算定する

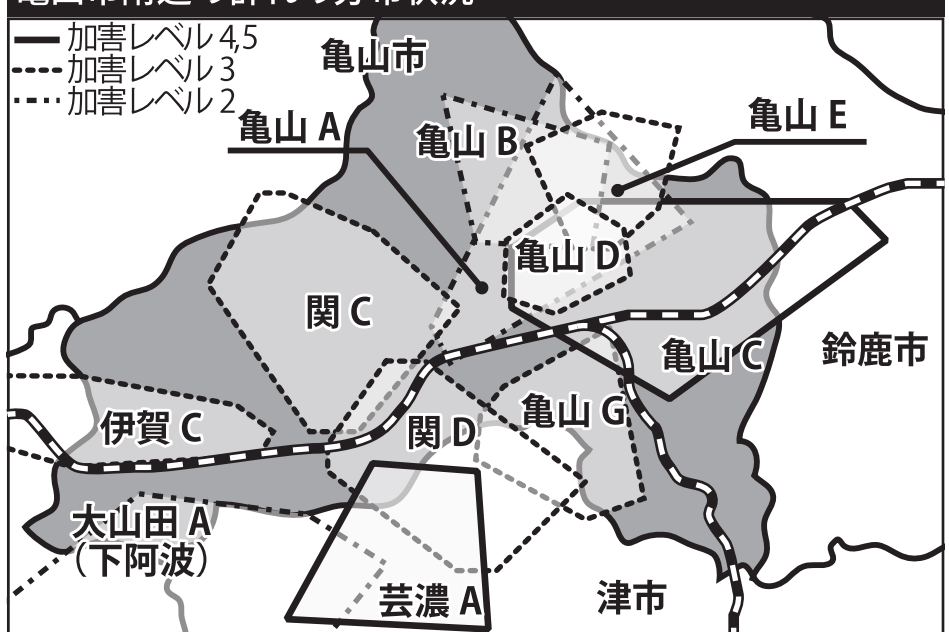
ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるため見かけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的に見かける時がある	2、3頭程度 of 出没が多い	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺で見かける
2	通年、週に1回程度どこかの集落で見かける	10頭未満 of 出没が多い	遠くにいる場合は逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落で見かける	10～20頭程度 of 出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落で見かける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

※亀山市に存在する群れ

現在、亀山市には、11群のニホンザルがいます。

	レ加 ベル害	ポ イン ト計	出 没 頻 度	出 没 規 模	平 均 的 な 反 応	人 へ の 加 害 状 況	集 落 へ の 生 活 被 害	頭 数
亀山A	2	5	0	1	2	1	1	100
亀山B	2	6	1	1	2	1	1	30
亀山C	5	18	4	3	4	4	3	50
亀山D	3	12	2	2	3	3	2	30
亀山E	3	12	2	3	2	3	2	50
亀山G	3	11	1	2	3	3	2	30
関C	3	9	1	2	2	2	2	30
関D	3	8	1	1	2	2	2	30
芸濃A	4	16	4	3	3	3	3	-
大山田A	2	5	1	1	1	1	1	30
伊賀C	3	10	1	2	3	2	2	20

亀山市附近の群れの分布状況



農林業被害金額の推移

(千円)

	獣種	H23	H24	H25	H26	H27
亀山市	イノシシ	2,020	1,322	2,336	1,885	810
	ニホンジカ	47,008	46,981	7,685	7,445	7,381
	ニホンザル	2,219	1,853	1,832	2,134	1,153
三重県	イノシシ	184,102	151,094	121,413	108,684	124,260
	ニホンジカ	405,049	339,715	309,913	275,128	256,305
	ニホンザル	144,302	124,288	108,879	97,248	65,004

捕獲頭数の推移

(頭)

	獣種	H23	H24	H25	H26	H27
亀山市	イノシシ	有害捕獲	22	40	40	27
		狩猟	216	147	229	436
	ニホンジカ	有害捕獲	114	167	113	93
		狩猟	511	498	541	665
	ニホンザル	有害捕獲	61	68	39	98
		狩猟	61	68	39	98
三重県	イノシシ	有害捕獲	3,102	5,614	3,952	5,668
		狩猟	6,633	6,316	5,449	6,113
	ニホンジカ	有害捕獲	6,025	7,898	7,916	10,089
		狩猟	8,765	9,631	9,232	9,668
	ニホンザル	有害捕獲	1,148	1,377	1,033	1,742
		狩猟	1,148	1,377	1,033	1,449

◇県政報告会を行っています

519回	2月04日	二本松公民館	524回	2月19日	北東地区コミュニティセンター	529回	3月05日	中野公民館	534回	3月18日	みずきが丘集会所
520回	2月05日	北鹿島集会所	525回	2月25日	和田町公民館	530回	3月11日	中庄町集会所	535回	3月18日	和田団地集会所
521回	2月12日	椿世町公民館	526回	2月26日	下庄集会所	531回	3月12日	井尻公民館	536回	3月19日	久我集会所
522回	2月13日	三寺町公民館	527回	2月26日	神向谷公民館	532回	3月12日	弘法寺	537回	3月19日	川合町公民館
523回	2月18日	南鹿島公民館	528回	3月05日	小下公民館	533回	3月15日	栄町公民館	538回	3月25日	出屋公民館